

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う

令和2年度各専門領域の認定薬剤師の認定申請・更新申請に係る取扱いについて

(Q&A)

〔1〕「講習会の受講」に係る取扱いについて

< 質問 1 >

令和2年度認定薬剤師の認定申請予定です。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、日本病院薬剤師会主催の専門領域の講習会を受講することができませんでした。何か措置があれば教えてください。

【 回答 】

令和2年度の認定申請における講習会の受講に関して、認定申請資格に定める内容を満たさない場合であっても、以下の場合に限り申請できることとします。

対象資格	措置の内容
がん薬物療法 認定薬剤師 認定申請資格	令和2年9月30日までに「がん領域の講習会単位32時間(16単位)以上履修(日本病院薬剤師会主催のがん専門薬剤師に関する講習会の受講の有無に関わらず)」、かつ、令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「日本病院薬剤師会主催のがん専門薬剤師に関する講習会を1回受講」で、 認定申請資格(7)に定める要件を満たすこととする。
感染制御認定 薬剤師 認定申請資格	令和2年9月30日までに「感染制御領域の講習会単位16時間(8単位)以上履修(日本病院薬剤師会主催の感染制御に関する講習会の受講の有無に関わらず)」、かつ、令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「日本病院薬剤師会主催の感染制御に関する講習会を1回受講」で、 認定申請資格(7)に定める要件を満たすこととする。
精神科薬物療法 認定薬剤師 認定申請資格	令和2年9月30日までに「精神科領域の講習会単位32時間(16単位)以上履修(日本病院薬剤師会主催の精神科に関する講習会の受講の有無に関わらず)」、かつ、令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「日本病院薬剤師会主催の精神科に関する講習会を1回受講」で、 認定申請資格(6)に定める要件を満たすこととする。
妊婦・授乳婦 薬物療法認定	令和2年9月30日までに「妊婦・授乳婦領域の講習会単位16時間(8単位)以上履修(日本病院薬剤師会主催の妊婦・授乳婦に

薬剤師 認定申請資格	関する講習会の受講の有無に関わらず)、かつ、令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「日本病院薬剤師会主催の妊婦・授乳婦に関する講習会を1回受講」で、認定申請資格(7)に定める要件を満たすこととする。
HIV感染症 薬物療法認定 薬剤師 認定申請資格	令和2年9月30日までに「HIV感染症領域の講習会単位8時間(4単位)以上履修」で、かつ、令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「日本病院薬剤師会のHIV感染症に関する講習会あるいは国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院 エイズ治療・研究開発センター及び HIV/AIDSブロック拠点病院が実施する講習会を1回受講」で、認定申請資格(7)に定める要件を満たすこととする。

令和2年10月1日～令和3年3月31日までに日本病院薬剤師会主催の専門領域の講習会を受講後、受講証書と研修単位シール(原本)を送付して下さい。

国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院エイズ治療・研究開発センター及びHIV/AIDSブロック拠点病院が実施する講習会の受講証書の場合は、原本を提出して下さい。

なお、上記に使用した単位は、更新申請時に再使用することは認められません。

< 質問2 >

令和2年度認定薬剤師の更新申請予定です。今年度、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、講習会が複数中止となり単位が足りません。また、日本病院薬剤師会主催の専門領域の講習会を受講することができませんでした。何か措置があれば、教えて下さい。

【 回答 】

令和2年度の更新申請における講習会の受講単位に関して、更新条件に定める内容を満たさない場合であっても、以下の場合に限り申請できることとします。

対象資格	措置の内容
がん薬物療法認定薬剤師 認定の更新条件	令和2年9月30日までに「がん治療に関する講習単位40単位以上履修(日本病院薬剤師会主催のがん専門薬剤師に関する講習会の受講の有無に関わらず)」、かつ、令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「日本病院薬剤師会主催のがん専門薬剤師に関する講習会を1回受講」で、更新条件(5)に定める要件を満たすこととする。
感染制御認定薬剤師	令和2年9月30日までに「感染制御に関する講習単位40単位以上履修(日本病院薬剤師会主催の感染制御に関する講習会

認定の更新条件	あるいは厚生労働省委託の感染制御に関する講習会の受講の有無に関わらず)、かつ、令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「日本病院薬剤師会主催の感染制御に関する講習会を1回受講」で、 更新条件(5)に定める要件を満たすこととする。
精神科薬物療法認定薬剤師認定の更新条件	令和2年9月30日までに「精神科に関する講習単位40単位以上履修(日本病院薬剤師会主催の精神科に関する講習会の受講の有無に関わらず)」、かつ、令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「日本病院薬剤師会主催の精神科に関する講習会を1回受講」で、 更新条件(5)に定める要件を満たすこととする。
妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師認定の更新条件	令和2年9月30日までに「妊婦・授乳婦に関する講習単位32単位以上履修(日本病院薬剤師会主催の妊婦・授乳婦に関する講習会あるいは妊娠と薬情報センターが実施する講習会の受講の有無に関わらず)」、かつ、令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「日本病院薬剤師会主催の妊婦・授乳婦に関する講習会を1回受講」で、 更新条件(5)に定める要件を満たすこととする。
HIV感染症薬物療法認定薬剤師認定の更新条件	令和2年9月30日までに「HIV感染症領域の講習会単位32単位以上履修(日本病院薬剤師会のHIV感染症に関する講習会あるいは国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院エイズ治療・研究開発センター及びHIV/AIDSブロック拠点病院が実施する講習会の受講の有無に関わらず)」、かつ、令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「日本病院薬剤師会のHIV感染症に関する講習会あるいは国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院エイズ治療・研究開発センター及びHIV/AIDSブロック拠点病院が実施する講習会を1回受講」で、 更新条件(5)に定める要件を満たすこととする。

令和2年10月1日～令和3年3月31日までに日本病院薬剤師会主催の専門領域の講習会を受講後、受講証書と研修単位シール(原本)を送付して下さい。

国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院エイズ治療・研究開発センター及びHIV/AIDSブロック拠点病院が実施する講習会の受講証書の場合は、原本を提出して下さい。

なお、上記に使用した単位は、次回の更新申請時に再使用することは認められません。

< 質問3 >

令和2年度認定薬剤師の更新申請予定です。今年度、新型コロナウイルス

感染症拡大の影響で、講習会が複数中止となり、「毎年最低3単位」を1年分満たすことができません。その場合、特段の理由として認められるのでしょうか。

【 回答 】

特段の理由の対象となります。

申請の際には、理由書（書式自由）を添付してください。認定審査委員会で個別に審査いたします。

〔2〕「研修」に係る取扱いについて

＜ 質問4 ＞

令和2年度認定薬剤師の認定申請予定です。令和元年度、認定薬剤師の認定試験に合格し、今年度、実技研修を履修する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、申請までに実技研修を履修することができませんでした。何か措置があれば、教えて下さい。

【 回答 】

令和2年度の認定申請における実技研修に関して、認定申請資格に定める内容を満たさない場合であっても、以下の場合に限り申請できることとします。

対象資格	措置の内容
妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師認定申請資格	令和元年度妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師認定試験に合格し、かつ、令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「日本病院薬剤師会が認定する研修施設において、「模擬妊婦・模擬授乳婦とのロールプレイ」を含めたカウンセリング技術等や、情報評価スキルの確認トレーニング等の実技研修を40時間以上履修」で、 認定申請資格(6)に定める要件を満たすこととする。
HIV感染症薬物療法認定薬剤師認定申請資格	令和元年度HIV感染症薬物療法認定薬剤師認定試験に合格し、かつ、令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「日本病院薬剤師会が認定する研修施設において、日本病院薬剤師会が主催するHIV感染症薬物療法認定薬剤師養成研修(実地研修を16時間以上)を履修」で、 認定申請資格(6)に定める要件を満たすこととする。

申請の際には、令和2年度内に研修履修予定である旨を記載して下さい。研修修了後、令和3年3月31日までに、研修修了時に発行される研修の修了証書の写しを速やかに提出して下さい。

〔3〕「学会発表」に係る取扱いについて

＜ 質問5 ＞

令和2年度認定薬剤師の更新申請予定です。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、発表予定の学会の開催が中止となり、採択決定通知もありません。何か措置があれば、教えて下さい。

【 回答 】

令和2年度の更新申請における学会発表に関して、更新条件に定める内容を満たさない場合であっても、以下の場合に限り申請できることとします。

なお、学会の開催が中止・延期であっても、発表証明が提出できるもの、採択通知がある場合には、更新申請時に、添付してください。認定審査委員会で個別に審査いたします。

対象資格	措置の内容
がん薬物療法 認定薬剤師 認定の更新条件	令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会においてがんに関する学会発表が1回以上（共同発表者でも可）」で、 更新条件(7)に定める要件を満たすこととする。
感染制御 認定薬剤師 認定の更新条件	令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において感染制御に関する学会発表が1回以上（共同発表者でも可）」で、 更新条件(7)に定める要件を満たすこととする。
精神科薬物療法 認定薬剤師認定 の更新条件	令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において精神科に関する学会発表が1回以上（共同発表者でも可）」で、 更新条件(7)に定める要件を満たすこととする。
妊婦・授乳婦薬物 療法認定薬剤師 認定の更新条件	令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において妊婦・授乳婦に関する学会発表が1回以上（共同発表者でも可）」で、 更新条件(7)に定める要件を満たすこととする。
HIV 感染症薬物 療法認定薬剤師 認定の更新条件	令和2年10月1日～令和3年3月31日までに「関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において HIV 感染症に関する学会発表が1回以上（共同発表者でも可）」で、

	更新条件(7)に定める要件を満たすこととする。
--	-------------------------

申請の際には、令和2年度内に学会発表予定である旨を記載して下さい。学会発表後、令和3年3月31日までに、発表の要旨等を速やかに提出して下さい。認定審査委員会で個別に審査いたします。

なお、上記に使用した学会発表を、次回の更新申請時に再使用することは認められません。